

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年4月19日)

【 件 名 】

- 「統合型医療福祉災害対策」準備チームの概要について
(福祉保健課) . . . 2
- 鳥取県孤独・孤立対策地域協議会の設置について
(孤独・孤立対策課) . . . 3
- あいサポート運動キャラバン隊ハイブリッドキャンペーンについて
(障がい福祉課) . . . 4
- 障がい者アートを活用した「山陰ご当地フォント」の完成発表会について
(障がい福祉課) . . . 5
- 「医師の働き方改革」への本県の対応状況について
(医療政策課) . . . 6
- 中山間地域を支える総合診療医の育成・確保について
(医療政策課) . . . 7
- 鳥取県薬物濫用対策推進計画（第3期）の策定について
(医療・保険課) . . . 8

福 祉 保 健 部

「統合型医療福祉災害対策」準備チームの概要について

令和6年4月19日
福祉保健課

県の医療福祉災害対策について、大規模災害時においては、DWA T（災害派遣福祉チーム）、DMA T（災害派遣医療チーム）など専門チームとの連携のほか、国や他県等からの受援なども加えた県・関係機関による統合本部を設置する「統合型医療福祉災害対策」へ移行することとし、この度当該体制の導入に向けた準備チームを発足しました。

1 統合型医療福祉災害対策導入の背景・目的

- 県内で災害が発生した際には、現在、県災害対策本部のもと「保健医療福祉対策本部」（本部長：福祉保健部長）を立ち上げ、保健所等と連携して、被災市町村の支援ニーズを把握した上でDWA Tを含む保健医療福祉活動チームの指揮・派遣調整を行うこととしている。
- この度の能登半島地震も踏まえ、大規模災害時において県内のチームだけでは対応しきれないと判断した場合は、国、他県、自衛隊及び全国団体等からの受援と分担・連携しながら、県内への人材派遣や物資配送等を適宜調整することができるよう体制を見直し、県・関係機関による統合本部の設置が可能となるよう実施要領を策定するとともに、県地域防災計画に反映することとする。
- 上記実施要領の策定等を目的とした庁内の関係部署等による準備チームを設置し検討していく。

2 準備チームの概要

（1）設置目的

統合本部の設置等に係る実施要領（マニュアル）の策定及び大規模災害時の統合型医療福祉災害対策導入に係る県地域防災計画への反映について、本チームで協議を進める。

（2）参集範囲

（鳥取県）人事企画課、危機管理政策課、障がい福祉課、長寿社会課、医療政策課、医療・保険課、感染症対策センター、家庭支援課、子ども発達支援課、各総合事務所県民福祉局及び保健所

（鳥取市）鳥取市保健所、鳥取市地域福祉課

※今後必要に応じてメンバーを随時追加予定

（3）事務局：福祉保健課

【第1回チーム会議（令和6年4月5日）開催】

⇒キックオフとして、現状・課題、目指すべき姿について庁内の関係部署等で情報共有し、今後適宜意見を聴取しながら、具体的に検討を進めていくこととした。

3 今後のスケジュール（予定）

- 5月中旬 第2回会議（実施要領骨子（案）の提案）
- 6月上旬 第3回会議（実施要領の策定）
- 8月 県地域防災計画に反映

鳥取県孤独・孤立対策地域協議会の設置について

令和6年4月19日

孤独・孤立対策課

孤独・孤立対策推進法の施行日(令和6年4月1日)に併せ、同日に鳥取県孤独・孤立対策地域協議会を設置しましたので、概要を報告します。

1 協議会の概要・設置の目的

- ・孤独・孤立対策推進法第15条(※)に基づき設置する協議会。
- ・孤独・孤立対策を推進するため必要な連携及び協働を図るため、2に掲げる構成機関により当事者等に対する支援に関連する協議・検討を行う。

2 構成機関

本県における孤独・孤立対策の中核的な役割を担う以下の33機関及び県によって構成する。

- ・特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート
- ・労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
さんいんみらい事業所
- ・鳥取県地域生活定着支援センター
- ・鳥取県民生児童委員協議会
- ・日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)
- ・鳥取県商工会議所連合会
- ・各市町村
- ・N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社
- ・社会福祉法人鳥取いのちの電話
- ・一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会
- ・鳥取県児童福祉入所施設協議会
- ・鳥取県弁護士会
- ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- ・鳥取県居住支援協議会
- ・鳥取県教育委員会事務局

3 その他

- ・孤独・孤立対策の裾野をこれまでより広げるため、令和4年9月に設置した「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」により、引き続き広報・啓発活動を実施する。
- ・同プラットフォームへの参画を通じて支援機関の取組の活性化、NPO 法人等自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組の推進を図るため、上記33機関及び県に加え、その他の孤独・孤立対策に取り組む支援機関にも参画していただくよう、令和6年4月1日から公募を開始した。

(参考)「鳥取県孤独・孤立対策地域協議会」事務局の設置式

- (1) 日時 令和6年4月1日(月)午後3時から午後3時10分
- (2) 場所 県庁本庁舎2階 孤独・孤立対策課前
- (3) 出席者 知事、統轄監ほか



※ 孤独・孤立対策推進法 抄

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

あいサポート運動キャラバン隊ハイブリッドキャンペーンについて

令和6年4月19日
障がい福祉課

あいサポート運動が15周年の節目を迎え、4月から障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたことから、今年度は「あいサポート運動2.0」事業により運動の浸透、普及啓発の取組を強化していくこととしています。その一環で、あいサポート運動と合理的配慮の提供のハイブリッドキャンペーンとして、県、県社会福祉協議会、あいサポートメッセンジャー等でキャラバン隊を結成し、経済団体や民間事業者に協力を呼びかけていくこととし、この度、キャラバン隊訪問の皮切りとなる鳥取商工会議所への要請活動を行いましたので、報告します。

1 要請活動の概要

(1) 日 時：令和6年4月11日（木） 午後1時から午後1時15分まで

(2) 場 所：鳥取商工会議所

(3) 出席者

鳥取商工会議所：児嶋会頭、中山専務理事

キャラバン隊：平井知事、

県社会福祉協議会 藤井会長、

住田 あいサポートメッセンジャー

(4) 内 容：キャラバン隊から鳥取商工会議所への要請

【要請内容】

- あいサポート運動の推進、障がい者への合理的配慮の提供についての一層の理解
- 会員に取組が浸透し、実践が進むための協力



(5) 参加者コメント

平井知事：鳥取らしく、みんなで手をつないで助け合って生きていけるよう、是非あいサポート運動を広げ、これによって合理的配慮をそれぞれの企業でも行っていただけるような環境づくりをお願いしたい。

藤井会長：鳥取県社会福祉協議会も県と一緒にこの運動を進めており、いろいろな役割を担っている。いろいろなお手伝いができると思うので、取組をお願いしたい。

児嶋会頭：車いす用のトイレや通路の整備などやるべきことは多くあるので、各企業に働きかけていかなければならない。

中山専務：鳥取商工会議所内部にとどまらず、会員、産業界全体にあいサポート運動、合理的配慮の提供について伝えていきたい。（※中山専務はあいサポートメッセンジャーへの就任をこの場で承諾）

2 「あいサポート運動2.0」事業について

(1) 目的

令和6年度があいサポート運動15周年の節目の年を迎えること、4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、あいサポート運動の全県・全国への浸透を一層加速させていくもの。

(2) 主な取組

○県、県社協、あいサポートメッセンジャー等で編成したキャラバン隊がプッシュ型により業界団体、企業へ訪問活動を実施。

○業界団体が定期的開催する会合等の機会を利用し、改正法やあいサポート運動についての周知啓発を図るとともに、業界団体が傘下企業等に対して開催する研修等において、配慮事例・ノウハウの共有や好事例の横展開を進める場合などに、その必要経費について助成。

○地域住民への周知、地元企業への浸透を強力に進めるための地元の協力団体（市町村社協等）への経費の助成。

○あいサポート運動の学習の全県展開（「あいサポートキッズ」の育成）。

○全国団体と協力したあいサポート運動の全国PR。

障がい者アートを活用した「山陰ご当地フォント」の完成発表会について

令和6年4月19日
障がい福祉課

アート活動をしている障がい者とデザイナーが協力し、「フォント（書体）」や「パターン（絵柄）」を制作する「山陰ご当地フォントプロジェクト」（山陰ご当地フォント実行委員会）と、「鳥取県立バリアフリー美術館」との連携企画として、鳥取県立バリアフリー美術館収蔵作品等をもとにパターン（絵柄）43作品を制作し、県庁本庁舎2階（エレベーターホール及び廊下）の壁面装飾に活用するとともに、下記のとおり完成発表会を行いました。

- 1 日時・場所 令和6年3月25日（月）午後4時から 県庁本庁舎2階エレベーターホール及び廊下
2 出席者 平井知事

山陰ご当地フォント実行委員会 委員長 ^{えんどう とおる} 遠藤 亨氏

NPO法人あかり広場 副代表理事 ^{わたなべ しんや} 渡部 真哉氏

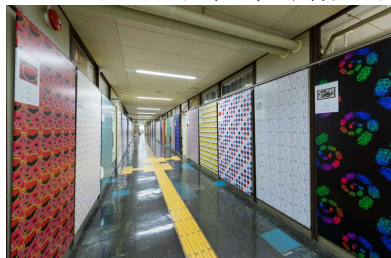
NPO法人あかり広場 作家 ^{みやお かずき} 宮尾 和季氏

山陰ご当地フォント実行委員会メンバー（デザイナー）^{やくら まゆこ} 矢倉 麻祐子氏

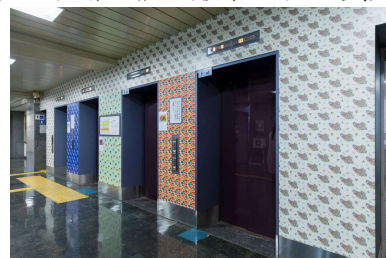
- 3 内容 関係者による挨拶、インタビュー及び壁面装飾（2階廊下）の除幕（閉会后、壁面鑑賞）



（除幕の様子）



（2階廊下壁面）



（2階エレベーターホール壁面）

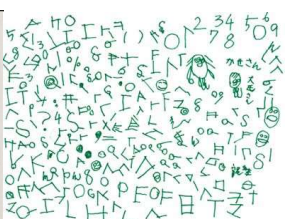
- 4 完成したパターン（絵柄） 43作品（県内5施設、16名が参加して制作）

<例：宮尾和季さん（あかり広場）の作品>

【原画①】



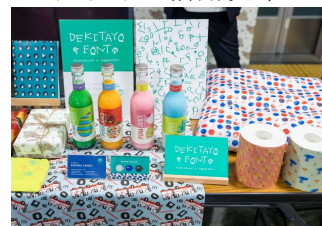
【原画②】



【パターン】



<デザイン活用見本>



参 考

（1）山陰ご当地フォントプロジェクトについて

アート活動をしている障がい者とデザイナーが協力し、「フォント（書体）」や「パターンデータ（絵柄）」を制作して、企業のノベルティーや商品デザイン等への活用につなげることで、収益（デザイン料）を工賃（障がいのある方の収入）として還元するとともに、障がい者のアート作品の地域浸透を図るプロジェクト。令和5年4月に日本グラフィックデザイン協会（JAGDA）鳥取・島根所属のデザイナーを中心に設立した「山陰ご当地フォントプロジェクト実行委員会」が県内の福祉施設等と協力してプロジェクトを展開中。

（2）鳥取県立バリアフリー美術館について

障がい者が制作した優れたアート作品を広く発信するとともに、障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない方の文化芸術へのアクセシビリティを向上するため、デジタル化したアート作品（絵画等）をインターネット上で気軽に鑑賞できるバーチャル美術館「鳥取県立バリアフリー美術館」を令和5年2月に創立。

- ・最大110点（常設展示55点、企画展示55点）のデジタル化アート作品を展示可能
- ・バリアフリー機能として解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能などに対応

「医師の働き方改革」への本県の対応状況について

令和6年4月19日
医療政策課

4月施行の「医師の働き方改革」(勤務医の時間外労働上限規制)への本県の対応状況について報告します。

1. 「医師の働き方改革」の概要

項目	内容	罰則
(1) 時間外労働の上限規制	○ 医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、 <u>原則として年 960 時間が上限</u> ○ 特定労務管理対象機関（特例水準指定医療機関）の指定を受けた場合は年 1,860 時間が上限（ <u>地域医療確保の観点から重要な役割を担う医療機関が対象</u> ）	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金
(2) 健康確保のためのルール(追加的健康確保措置の実施)	【対象：全医療機関】 ① 時間外・休日労働時間が月 100 時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対する面接指導の実施 ② 面接指導対象医師に対し、面接指導実施後に必要に応じた就業上の措置の実施 ③ 時間外・休日労働時間が月 155 時間超となった医師に対し、労働時間の短縮のために必要な措置の実施 【対象：特定労務管理対象機関（特例水準指定医療機関）】 ④ 特例水準の業務に従事する医師に対し、勤務間インターバルや代償休息の確保	・ 6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 ・ 特定労務管理対象機関（特例水準指定医療機関）の指定取消し

→ 県は、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査において「(2) 追加的健康確保措置」を確認する。
 (「(1) 時間外労働の上限規制の遵守状況」は労働基準監督署が確認する。)

2. 対応状況

(1) 病院等への支援

地域医療介護総合確保基金を活用し、勤務医の労働時間短縮に向けた取組を進める病院等への支援を行うとともに、「鳥取県医療勤務環境改善支援センター」（鳥取労働局とともに県医師会に委託）によるアドバイザー派遣等により医療機関への個別支援を実施（宿日直許可取得支援、労働時間短縮計画策定支援など）。

※ 新たに4月から支援センターとの連携により病院等に医業経営アドバイザー等を派遣し、影響調査及び助言を実施。

→ 支援が必要な病院等をリスト化し、ケースごとの個別支援につなげる。

(2) 特定労務管理対象機関の指定

地域医療を確保するうえで重要な役割を担っている以下の3病院を、「特定労務管理対象機関」として指定済（指定の効力は令和6年4月1日から3年間）。

※ 指定にあたっては各病院の担う役割に加え、勤務時間短縮の取組状況等も踏まえ、医療審議会で審議済。

指定医療機関	適用する特例水準	指定理由	指定日
鳥取大学附属病院	連携B水準	医師の派遣 (救急科等6診療科)	令和5年11月17日
県立中央病院	B水準	3次救急等高度医療の提供 (救急集中治療科等4診療科)	令和6年3月27日
鳥取赤十字病院	B水準	消化器疾患への医療提供(内科)	令和6年3月27日

→ 指定の効果もあり、現時点で、医療機関による診療体制縮小等の動きは見られない。

(3) 県民への啓発

国において国民への周知、啓発（ポスター・パンフレット・リーフレットの作成、特設サイト・PR動画（YouTube）の公開等）が行われているものの、県内医療関係者から、県内の状況を踏まえた県民のリテラシー向上に向けた取組を強く求める声があることから、県においても今後取組を強化する（医療機関と連携した啓発活動、県政広報の活用など）。



中山間地域を支える総合診療医の育成・確保について

令和6年4月19日
医療政策課

「中山間地域を支える医療人材確保総合対策」の一環として、以下のとおり4月から総合診療医の育成・確保対策を推進しています。

1 「総合診療医育成強化専門員」の鳥取大学医学部への新規配置

市町村立病院・診療所設置の8市町（鳥取市、岩美町、智頭町、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町）との連携により、4月から鳥取大学医学部に「総合診療医育成強化専門員（助教）」を配置（令和4年度に県内初の総合診療専門医資格を取得した医師が就任）。

→専任ポストの新設により、中山間地域の医療機関のニーズが特に大きくなっている総合診療医の育成・確保を強力に推進する。

【専門員の主な業務】

- 医学生や臨床研修医への教育・キャリア支援（大学等で教育）
- 総合診療専攻医への指導強化・キャリア支援（中山間地域医療機関等で指導）
- 県派遣医師（自治医大卒医師、鳥取大学特別養成卒医師）への助言（同医療機関等で助言）
- 総合診療医や同専攻医の派遣に係る調整 等

（「中山間地域を支える医療人材確保研究会」での意見）

- 病院ごとの常勤診療科医の確保が困難になっている中、総合診療医が一次的な受け皿となり、各診療科医（整形外科医、小児科医等）につなげる仕組みができないか（中山間地域医療機関関係者）。
- 総合診療医の確保のためには、医学生段階からの総合診療マインド醸成や研修体制づくり、また、ロールモデルの早期提示が必要（鳥取大学関係者、中山間地域医療機関関係者）。
- 総合診療医の重要性について、県からも強力なメッセージを発信してほしい（鳥取大学関係者）。

（鳥取大学による総合診療医の養成状況）

現時点で、総合診療専門医3人、同専攻医4人を養成（最短で令和6年度から毎年度1名程度の専門医が誕生する見込み）。

2 その他の取組

- 臨床研修医を対象とした総合診療をテーマとしたセミナーの開催（毎年1回程度）
- 大学と連携した県民へのアピール（検討中）

【総合診療専門医】

- 新専門医制度スタート（H30～）により、19番目の基本領域として初めて位置づけられた専門医資格。
→ それまで各学会が「家庭医療専門医」「総合内科専門医」と個別の基準で認定していたが、名称や役割がわかりづらい等の声があったこと、また、今後増加が見込まれる高齢患者（複数疾患が併存）への対応の必要性から、新たな基本領域の一つとされたもの（日本専門医機構「総合診療専門医検討委員会」のプログラム整備指針に沿って各医療機関が専門研修プログラムを策定・運用）。
- ※総合診療医は、疾患を臓器別にではなく、患者の心身から全体的に診療するアプローチを取ることから、特に中山間地域など各専門診療科医の確保が困難な地域で、臓器別アプローチでは対応が困難なケース（患者の複雑な生活背景に起因する疾患等）の診療で力を発揮するほか、自治体の保健医療施策の指導・助言など行政分野で活躍しているケースもある。

鳥取県薬物濫用対策推進計画(第3期)の策定について

令和6年4月19日
医療・保険課

本県では、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を平成26年3月に策定し、各関係機関が連携・協力して取り組んできました。

このたび、これまでの成果や現状を踏まえ、引き続き、薬物乱用のない社会づくりを進めるため、令和6年4月を始期とする「鳥取県薬物濫用対策推進計画(第3期)」を策定しました。

1 基本的事項

(1) 計画の位置付け

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

(2) 計画の構成

以下の3項目の目標を柱とし、それぞれのプランと各実施機関の具体策をもって構成。

- ①県民への教育、学習及び啓発活動の推進
- ②監視、指導及び取締りの強化
- ③薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

(3) 計画期間

5年間(令和6年4月～令和11年3月)

2 第3期計画での変更点等

全体的な構成は第2期計画と同様とし、各実施機関の取組内容について拡充等を行った。(下表)

【大目標1 県民への教育、学習及び啓発活動の推進】	
プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります	<ul style="list-style-type: none"> ★薬物乱用防止教室に、市販薬のオーバードーズ対策を含めた内容を追加 ★薬物乱用少年の早期発見・補導等を推進 ★若者層(有職・無職少年も含む)に対する普及啓発を追加
プラン2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します	<ul style="list-style-type: none"> ★鳥取県では条例で、危険ドラッグの製造、販売、所持等の行為を全面的に禁止していることを周知 ★関係者でオーバードーズの実態把握と対策検討を行うとともに必要な対策を実行
プラン3：普及啓発のための支援を充実します	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止指導員を対象に研修会を実施 ○薬物乱用防止に取り組む団体等に啓発資料を貸し出し
【大目標2 監視、指導及び取締りの強化】	
プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します	<ul style="list-style-type: none"> ○末端乱用者の取締りを強化し、薬物の供給源である密売人、密売組織の取締りを徹底 ★インターネット上で危険ドラッグを販売している業者に向けて、鳥取県では条例で禁止していることを周知 ★県内で危険ドラッグを販売等している者に対して、県内外問わず警察と連携した警告の発出
プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します	<ul style="list-style-type: none"> ★市販薬のオーバードーズ対策のため、薬局等に対し、販売時の年齢確認や販売数量制限の指導を徹底
【大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実】	
プラン6：相談体制を充実します	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の受診や薬物依存回復施設に加えて自助グループ等を紹介するなど適切な相談対応を実施 ★市販薬のオーバードーズの相談窓口の設置と周知
プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ○医師や看護師に加えて精神保健福祉士による薬物依存症についての講義を開催
プラン8：関係機関が連携し回復を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物をやめようと努力している人に対し、適切な時期に必要な支援を受けられるようにするため、息の長い支援に向けて関係機関と連携して対応

★：新たな取組

参考：策定までの経過

令和5年10月16日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(第1回)で協議
10月31日～11月20日	鳥取県薬物乱用対策推進本部実務者会議に意見照会
令和6年1月9日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(第2回)で協議
2月21日～3月12日	パブリックコメントの募集(応募なし)
2月26日	常任委員会に概要及びパブリックコメントの実施を説明
3月19日	鳥取県薬物乱用対策推進本部会議(第3回)で承認
4月	計画の施行

(注) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議：薬物乱用防止に関する取組を行う民間団体・支援団体(薬物乱用防止指導員協議会、保護司会、更生保護女性連盟、鳥取県PTA協議会)の委員、学識経験者(医師会、薬剤師会、精神科病院協議会)の委員、公募委員から構成